

西宮歴史調査団ニュース 第6号

西宮市立郷土資料館 兵庫県西宮市川添町15番26号 〒662-0944 電話 0798-33-1298

宗門帳に見る幕末の濱東町二丁目

清水洋子（古文書班）

はじめに

西宮市には、旧西宮町の宗門帳が約450冊残っている。古文書班では、平成24年度から旧西宮町の宗門帳を調査し、データベースを作成している。現在は旧西宮町の南東に位置していた濱東町の、天保2年から明治2年（1831～1869）の宗門帳67冊に取り組んでいる。

ここでは一つの事例として、私が担当した慶応3年（1867）「禅 真言 浄土 法花 宗門帳」⁽¹⁾について調査した内容を、平成27年度西宮歴史調査団活動報告会での発表を再構成して紹介する。

1. 濱東町の宗門帳

(1) 濱東町の宗門帳の特徴

宗門帳とは、近世の村や町ごとに作成された現在の戸籍のような帳簿で、その名称（宗旨人別帳、宗門人別帳など）や様式・作成時期などは時代や地域によって異なる。一般的に正副2冊作成され、1冊を役所に提出して残りは控えとして村や町に残した。控えには、次の帳簿を作成するまでの期間に発生した事項、例えば住人の出生・死亡・転居などの変更点を、貼紙や但書きなどで註記しておき、新たな帳簿にその内容を反映した。現在、私たちが調査している宗門帳は、この控えのほうである。

現存している濱東町の宗門帳は、毎年10月に作成された。1世帯ごとに檀那寺、土地家屋の所有形態、屋号に続き、当主を筆頭に家族全員の名前と年齢が記録され、10月から翌年9月まで

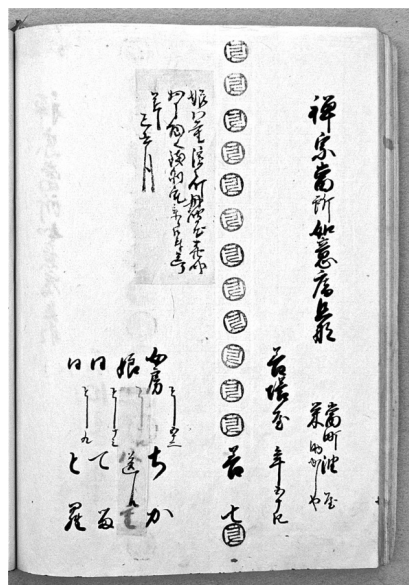


写真1 濱東町の宗門帳
当主名の下に最初の10月分の印が押され、以降は名前の上から上方へ積むように捺印する。この年は閏月があり、計13個の印がある。

毎月一つずつ居住の確認印が押された（写真1）。西宮町の住人は各世帯で印を持っており、その形を見るのも調査の楽しみのひとつである。このような帳簿は宗派別に5冊作成され、内訳は、檀家の多い一向宗（浄土真宗）が土地家屋の所有形態別で3冊、浄土宗が1冊、檀家の少ない禅宗・真言宗・法華宗は3宗派まとめて1冊であった（表1）。

表1 濱東町の宗門帳の様式

濱東町の宗門帳の特徴		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月に作成し、翌年9月までの記載がある。 ・宗派別に編成（一向宗はさらに土地家屋の所有形態により分冊） 		
宗派	数量 (冊/年)	区分
一向宗（浄土真宗）	1	家持（家・土地ともに所有）
	1	借地（家のみ所有）
	1	借家
浄土宗	1	
禅宗・真言宗・法華宗	1	3宗派まとめて1冊

（2）慶応3年（1867）「禅 真言 浄土 法花 宗門帳」

それでは当資料をみてみよう。前項で述べた濱東町の宗門帳の特徴から外れたユニークな点が見える。表紙を見てみると、「慶應三年」の「禅 真言 浄土 法花」宗の檀家のうち「濱東町式丁目」の住人の宗門帳であることがわかる（写真2）。実はこの編成がユニークなのである。

まず、禅宗・真言宗・浄土宗・法華宗の4宗派が1冊に綴じられている点が珍しい。濱東町の宗門帳が原則宗派別に5冊に分冊されていたことは前項で述べた。それに従えば、浄土宗と禅宗・真言宗・法華宗は本来なら別々に作成されるところだが、1冊に纏められている。

続いて濱東町二丁目についてであるが、これは濱東町の発展と関係している。古くから街道沿いに栄えた西宮町は、町の成長とともに海に向かって南に拡大していった。西宮町の南東に位置する濱東町は西宮町最大の町となり、天保期（1830～1843）には西宮町の人口の3割を占めるほどになった。そして、慶応2年（1866）に一丁目から三丁目に分かれた。この資料は濱東町の分割により二丁目が生じた翌年に作成されたものである。

現存する濱東町二丁目の宗門帳は当資料1点のみで、なおかつ慶応3年（1867）の濱東町の宗門帳は当資料を含めて2冊しか残っていないため、あくま

でこの年の濱東町二丁目に限った推測となるが、町が3つに分かれて宗門帳に纏める対象が狭まったために、浄土宗・禅宗・真言宗・法華宗の4宗派の合冊となったと思われる。

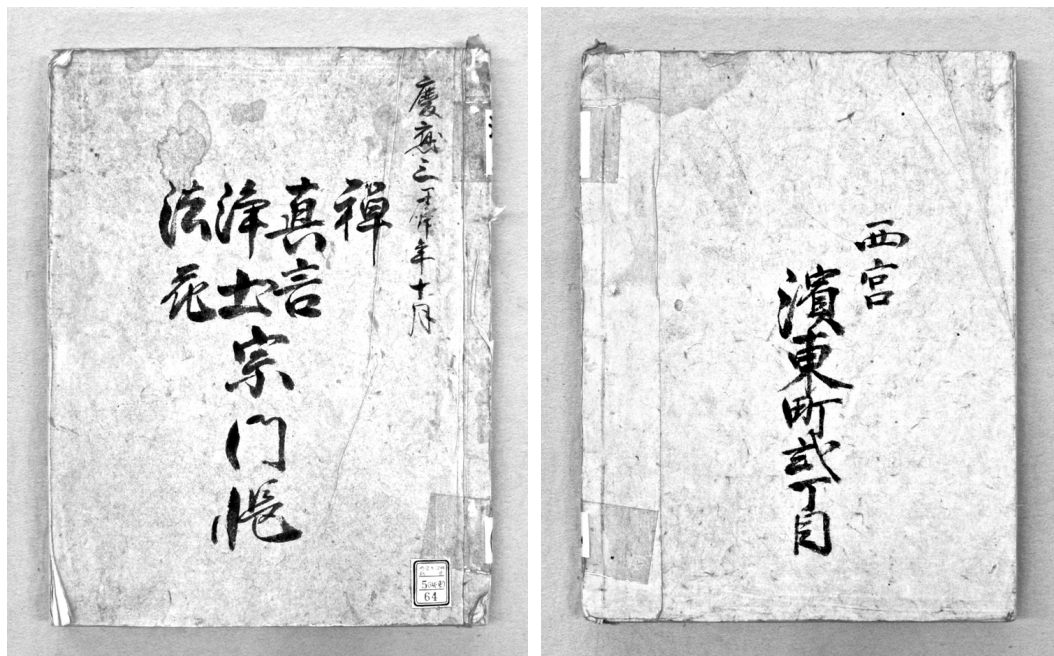


写真2 慶応3年（1867）「禅 真言 浄土 法花 宗門帳」表紙・裏表紙

2. 宗門帳に登場する人々や町の様子

(1) 檀家世帯と人口分布

この宗門帳には118世帯、394人の住人が記載されている。筆写終了時点での概算データで集計を試みた。

表2は檀那寺の集計である。宗門帳の表題は「禅 真言 浄土 法花 宗門帳」となっているが、実際は檀家数の多い宗派順に浄土宗→禅宗→真言宗→法華宗と記載されているため、記載順に従って集計した。やはり西宮町内の寺院を檀那寺とする世帯が多い。

表3から表6に人口分布の集計結果を示す。全体の平均年齢は男女共28歳であるが(表3)、当主にしぼると男女共に40代となる(表4)。最年少当主は7歳の少年だ。当時は、代判人という後見を立てて、女性や子供も当主となっていたのである。表5・表6からは、核家族世帯が多く(表5)、全世帯の6割ほどが借家人であったことがうかがえる(表6)。年代別男女構成比(グラフ1)を見ると、男女とも10代以下が多く、全体にピラミッド型に近い分布となっている。働き盛りの20代男性がやや少ないが、記載から理由を見つけることはできなかった。時代を遡ってデータを重ねることで何か見えるかもしれないと期待している。

続いてこの集計の数字の中の人々について、2例ほど紹介しよう。

表2 檀那寺と世帯数 (戸)

浄土宗	西宮町	圓福寺	16
		西安寺	15
		法安寺	12
		西蓮寺	2
	越水村	泉福寺	4
	津門村	昌林寺	4
	打出村	親王寺	2
	瓦林村	極楽寺	2
	鳴尾村	西方寺	2
	中野村	真光寺	1
	芦谷村	安楽寺	1
	尼崎	甘露寺	1
		西行寺	1
	伊丹	光明寺	1
小計			64
禅宗	西宮町	如意庵	16
		海清寺	9
		茂松庵	6
		積翠寺	1
小計			32
真言宗	西宮町	圓滿寺	7
	甲山	神呪寺	2
	高木村	法心寺	2
		大日寺	1
	大市村	永福寺	1
		松林寺	1
門戸村	東光寺	1	
小計			15
法華宗	津門村	浄願寺	5
	尼崎	本成院	1
		養寿寺	1
小計			7
合計			118

表3 男女比

性別	人数(人)	平均年齢	最高齢
男性	184	28.1歳	68歳
女性	210	28.6歳	77歳
合計	394		

表4 当主の男女比

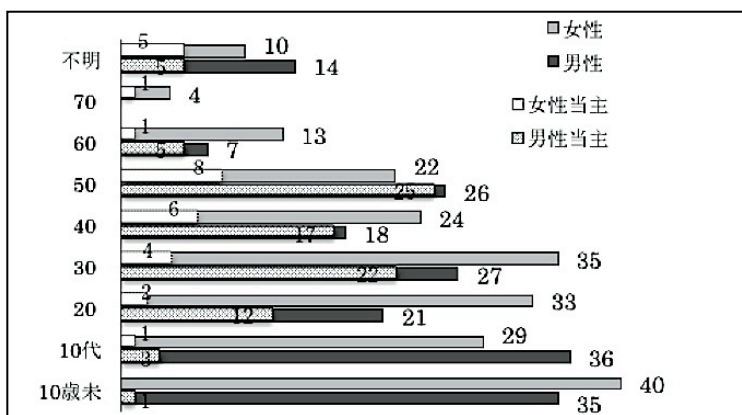
当主	人数	平均年齢	最年少	最高齢
男性	90人	41.8歳	7歳	68歳
女性	28人	45.0歳	13歳	70歳

表5 一世帯あたりの人数

世帯人数(人/戸)	世帯数(戸)	人数(人)
1	23	23
2	24	48
3	22	66
4	19	76
5	15	75
6	9	54
7	2	14
8	1	8
9	1	9
10	1	10
11	1	11
合計	118	394

表6 家持・借家人の分布

	世帯数(戸)	一世帯あたりの平均人数(人)
家持	43	4.1
借地	3	4.6
借家	71	2.8
不明	1	3
合計	118	

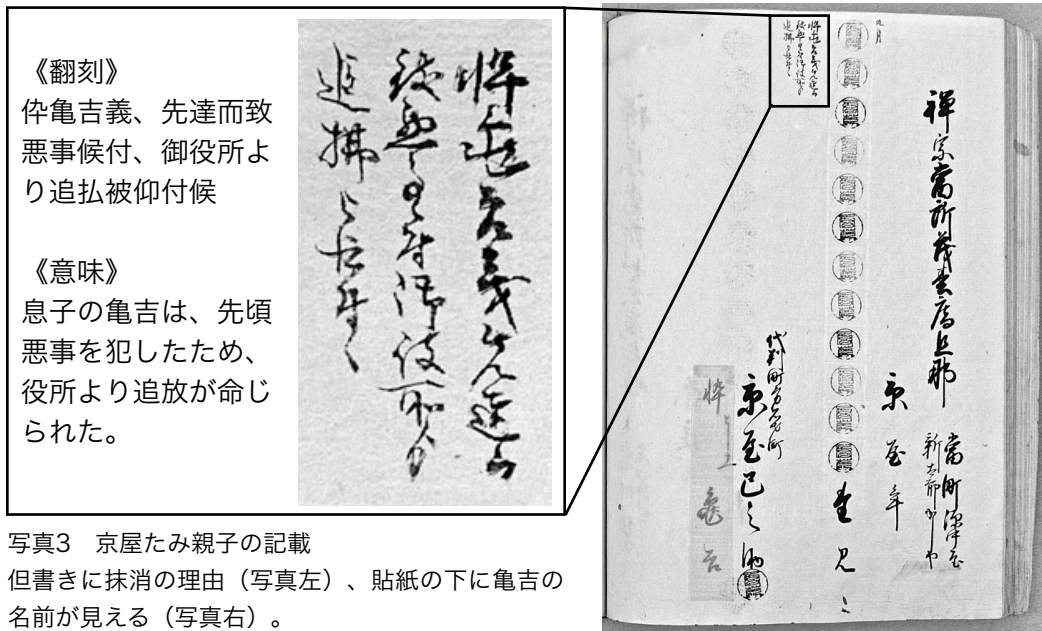


グラフ1 年齢別男女構成比

(2) 亀吉親子に起こった出来事

明治元年（1868）9月、京屋たみ（年齢不詳）の倅亀吉（11歳）が、貼紙によって世帯から抹消された（写真3）。但書きによると悪事を犯して、役所より追放を命じられている。「致悪事候付」という記載しか無いため罪状は不明であるが、元服前の男子が追放を言い渡されたとする、それなりの大罪の可能性もあるという。どのようなことに関わったのだろうか。

この時点で亀吉のみ追放された記録となっているので、この世帯は母たみ1人になったのだろうか。これ以降の資料が無い、その後どうなったのか気がかりなままである。



(3) 「当町濱 煎納」名義の物件

当資料の中の借家は多くが個人名義か町名義であるが、3軒だけ「濱煎納」、
「煎納家」という変わった名義のものがあつた（写真4）。左の写真の1世帯は、簡
略化された記載だが、「濱煎納持」とあり「濱煎納」が所有する物件であること
がわかる。また、中央と右の写真の2世帯は家主の部分に「当町濱 煎納家」と
記されており、この物件が濱東町の浜にある「煎納家」名義であることを示して
いる。「煎納家（屋）」というのは、水産加工業に関わるものだそうで、これら
から濱東町には漁業・水産業関係の名義の借家が存在したことがわかる。

ここからは想像になるが、「当町濱 煎納家」は単なる名義ではなく、「煎
納家」と呼ばれる建物と読めないこともない。鰯など魚の加工をするための作業
場のようなものに人が住んでいたのかもしれない。

いずれにせよ、これら「煎納」名義の記載は、古くから進んだ漁業技術で名を
馳せた西宮の、漁業の町としての側面を示しているように思う。

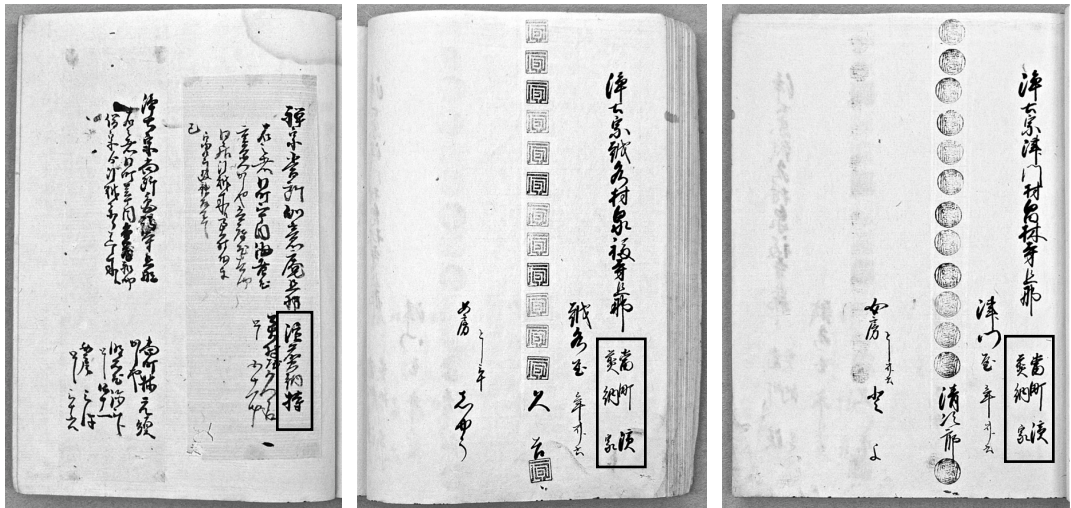
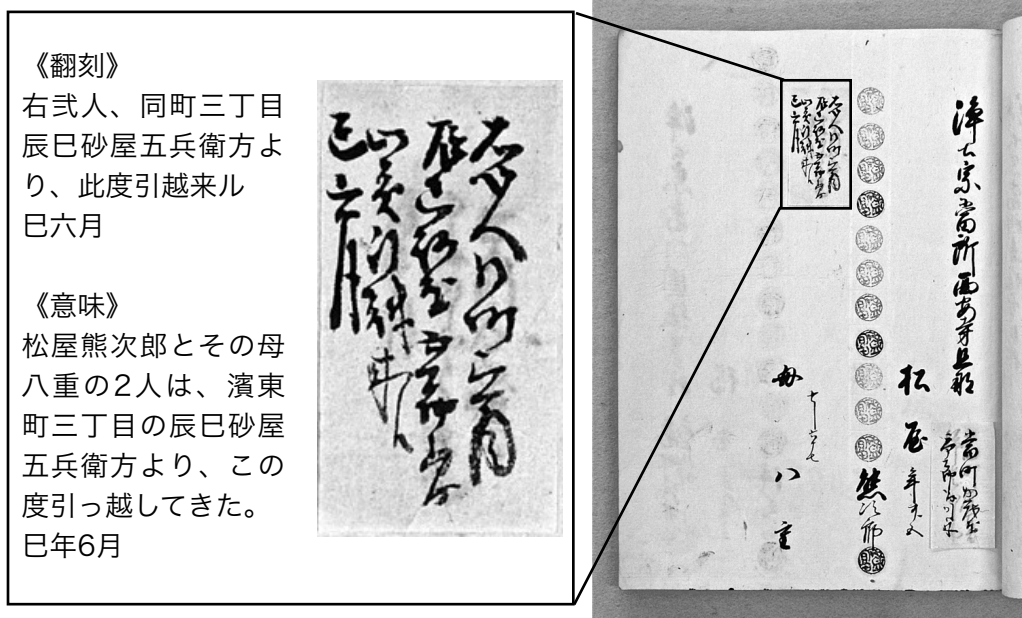


写真4 「濱煎納」の物件

枠内に「濱煎納」の記載が見える。中央と右の写真の2世帯は、印鑑の数から1年を通じて住んでいたことがわかる。

3. 「巳六月」の但書きから見える幕末

最初の項で、現存する濱東町の宗門帳は毎年10月に作成されていたと述べた。当資料は表紙に「慶應三年」とあるので、通常ならば慶応3年（1867）10月に作成されたのち慶応4年（明治元年）9月までの1年間の但書きがあることになる。宗門帳には年号を干支で記載することが多く、それでいうと「卯十月」から「辰九月」までである。ところが、筆写中に「巳年」の但書きが存在することに気がついた（写真5）。そこで、全ての但書きを数えてみたところ表7のようになった。



《翻刻》

右式人、同町三丁目
辰巳砂屋五兵衛方より、
此度引越来ル
巳六月

《意味》

松屋熊次郎とその母
八重の2人は、濱東
町三丁目の辰巳砂屋
五兵衛方より、この
度引っ越してきた。
巳年6月

写真5 巳年の記載

但書きの最後に「巳六月」の日付がみえる。

表7 但書きの件数と時期

●印は1件

年			月	但書きの件数と時期																							
慶応3年	卯	1867	10																								
			11																								
			12																								
慶応4年	辰	1868	1																								
			2																								
			3	●	●																						
			4																								
			閏4																								
			5	●																							
			6	●																							
			7	●																							
			8	●	●																						
明治元年			9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
			10																								
			11																								
明治2年	巳	1869	12																								
			1	●	●																						
			2	●	●	●																					
			3	●																							
			4	●	●																						
			5																								
			6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			7																								
			8																								
			9																								
			10																								
			11																								
12																											

通常の作成から1年の期間（表7の網掛け部分）を超えて、更に9ヶ月後の明治2年6月までの記載が20件見つかった。

但書きの数では明治元年9月と翌年明治2年6月に二つの山が見える。今でいう年度末に相当する9月に但書きが増えることは、濱東町の宗門帳でよく見られる傾向だが、明治2年6月にも集中していることが興味深い。

また、写真5に見られるように、但書きの記載が1年の範囲を超えても、印の数は1年分の13個（この年は4月に閏月があった）で、印と追記の相関が無くなっている。さらに、宗門帳の最後の10世帯は記載内容が簡略化され、1世帯ごとの情報が貼紙で追加されている。その内容の多くは巳年のものだった（写真6）。

これらのことから、この資料は、本来の使用期間1年を越えた後、再度使用する必要が生じ、明治2年6月までに発生した事柄が加筆されたものと思われる。この時期に大きな調査でもあったのであろうか。

この宗門帳が作成された慶応3年は幕末の混乱期で、慶応4年9月には明治へと元号も変わる。『西宮市史』によると、その間、大坂町奉行所の管轄下であった西宮では勤番所が西宮御役所となり、兵庫県発足とともに兵庫県西宮出張所へ改称される。その後も廃止や再開があり、行政機関がめまぐるしく改変されている。

この宗門帳の巳年の但書きは、このような状況と関係があるのかもしれない。

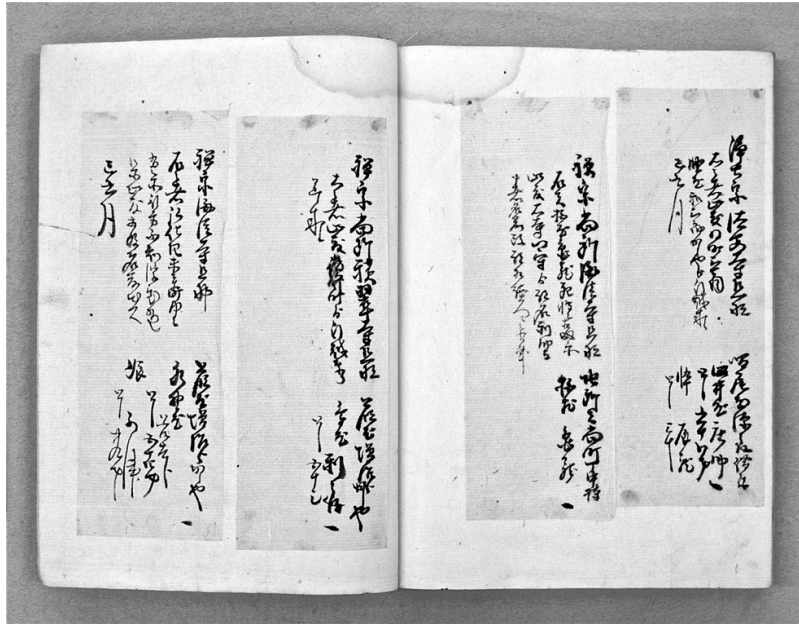


写真6 最後の10世帯の記載
印が省かれた簡略な記載の貼紙が並べて追加されていた。

おわりに

今回報告したものは、濱東町の中の二丁目に住む人々のうち、浄土宗・禅宗・真言宗・法華宗の宗門帳1冊の調査の一端である。大変狭いエリアの短期間の情報であるにも関わらず、幕末の西宮町に関して多くの想像をかきたてる読み応えのある資料だった。しかし、人口分布や、資料の使用期間など疑問が残ったままの事柄は多い。今後、さらに広い範囲で多くのデータを積み上げることにより、これらの疑問を解決する事実、あるいは推測と異なる新たな事実が浮かび上がってくるかもしれない。期待しながら調査をすすめていきたいと思う。

(1) 西宮市所蔵文書、収蔵番号0762（『収蔵資料目録』第六集、西宮市立郷土資料館、平成22年）

参考文献

- 『西宮市史』第2巻（西宮市役所、昭和35年）
- 『西宮市史』第3巻（西宮市役所、昭和42年）
- 『西宮市の歴史』（西宮市教育委員会、平成元年）
- 『西宮歴史調査団ニュース』第2号（西宮市立郷土資料館、平成26年）
- 第44回特集展示「西宮地域の宗旨人別帳」解説パンフレット（西宮市立郷土資料館、平成27年）

西宮歴史調査団は、団員に登録した市民が主体となって、西宮市内の文化財を調査し、記録を作成する文化財調査ボランティア活動の団体です。西宮市立郷土資料館が主催しています。

西宮歴史調査団ニュース 第6号 平成29年（2017）8月12日